

◎児童の通学安全の確保に関する施策の推進に関する法律案新旧対照表
 ○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）（附則第三項関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（所掌事務） 第四条〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇四十四 〔略〕</p> <p>四十五 交通安全基本計画（交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第一百十号）第二十二条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること（国土交通省の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>四十五の二 児童の通学安全の確保に関する施策の推進に関する法律（平成二十六年法律第 号）第五条第一項に規定する基本指針の策定に関すること、児童通学安全交付金事業計画（同法第十条第一項に規定する児童通学安全交付金事業計画をいう。以下この号において同じ。）に関すること、同法第十条第五項に規定する児童通学安全交付金の配分計画に関すること及び児童通学安全交付金事業計画に基づく事業又は事務に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。</p>	<p>（所掌事務） 第四条〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇四十四 〔略〕</p> <p>四十五 交通安全基本計画（交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第一百十号）第二十二条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること（国土交通省の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>〔新設〕</p>

四十六～六十二
〔略〕

四十六～六十二
〔略〕